

行政組織の改編に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第55号

行政組織の改編に伴う関係告示の整備に関する告示

(鴨川市長の資産等の公開に関する規則第10条の規定による報告書の閲覧に関する要綱の一部改正)

第1条 鴨川市長の資産等の公開に関する規則第10条の規定による報告書の閲覧に関する要綱(平成17年鴨川市告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

(鴨川市漁港管理会運営規程及び鴨川市農林業体験交流協会資金貸付要綱の一部改正)

第2条 次に掲げる告示の規定中「建設経済部農林水産課」を「農林水産課」に改める。

(1) 鴨川市漁港管理会運営規程(平成17年鴨川市告示第75号)第8条第3項及び第9条

(2) 鴨川市農林業体験交流協会資金貸付要綱(平成30年鴨川市告示第96号)第13条

(鴨川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の一部改正)

第3条 鴨川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱(平成18年鴨川市告示第143号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前9時から午後4時まで」に改め、同条第3号中「市民福祉部市民生活課内」を「市民生活課内」に改める。

(鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の一部改正)

第4条 鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年鴨川市告示第167号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、同条第2項中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改める。

第6条の見出しを「(落札の取消し)」に改め、同条中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

(鴨川市防災ラジオ貸与事業実施要綱及び鴨川市消防団協力事業所表示制度実施要綱の一部改正)

第5条 次に掲げる告示の規定中「企画総務部危機管理課」を「危機管理課」に改める。

(1) 鴨川市防災ラジオ貸与事業実施要綱(平成26年鴨川市告示第72号)第10条

(2) 鴨川市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成27年鴨川市告示第122号)第11条

(鴨川市病児保育事業実施要綱の一部改正)

第6条 鴨川市病児保育事業実施要綱(平成28年鴨川市告示第115号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「鴨川市市民福祉部子ども支援課」を「鴨川市子ども支援課」に改める。

(鴨川市旅券事務取扱要綱の一部改正)

第7条 鴨川市旅券事務取扱要綱(平成30年鴨川市告示第132号)の一部を次のように

改正する。

第2条中「市民福祉部市民生活課」を「市民生活課」に改める。

(鴨川市電気自動車用充電器の利用に関する要綱の一部改正)

第8条 鴨川市電気自動車用充電器の利用に関する要綱(令和8年鴨川市告示第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画総務部管財契約課」を「財政課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。